

第1章 法定調書の提出期限等について

1 提出期限

この手引で示す法定調書は、**令和9年2月1日（月）**までに**所轄税務署**に提出しなければなりません（給与支払報告書と退職所得の特別徴収票の提出先は、各市区町村となります。）。

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」といいます。）を併せて提出してください。

（注）税務署では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

なお、各業務センターの対象税務署については、国税庁ホームページをご確認ください。

送付先を調べる



2 作成・提出

次のいずれかの方法により、法定調書を作成・提出してください。

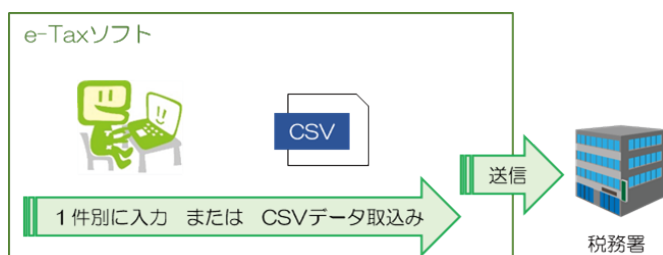
法定調書の作成に当たっては、記載すべき事項に誤りや不足等がないようご注意ください。

なお、①e-Tax、②認定クラウド等、③光ディスク等（以下「e-Tax 等」といいます。）のいずれかによる提出が義務となる場合があります。詳しくは2ページの「e-Tax、認定クラウド等又は光ディスク等による提出義務基準について」をご確認ください。

① e-Tax

e-Tax を利用して、法定調書の作成と提出を行う方法です。

（注）e-Tax をご利用いただくためには、事前に所轄税務署へ開始届出書を提出して、利用者識別番号を取得する等の手続が必要となります。詳しくは、e-Tax ホームページをご確認ください。



この手引で紹介する6種類の法定調書は、e-Tax ソフト（WEB 版）で法定調書の作成と提出が可能です。詳しくは、38 ページとこちらをご確認ください。

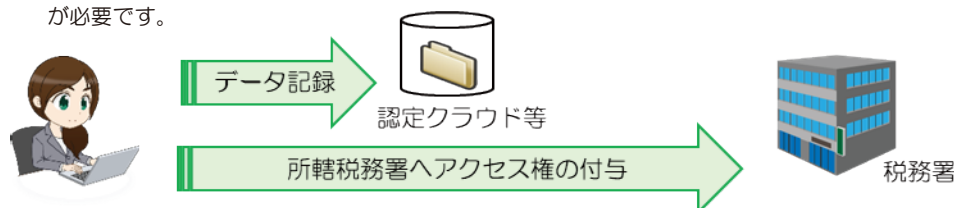


税務職員ふたば

② 認定クラウド等

認定クラウド等の提出領域に法定調書のデータを記録し、税務署長にアクセス権限を付与して提出する方法です。

（注）認定クラウド等を利用して提出する場合、事前に認定クラウド等の利用契約をし、所轄税務署へ利用開始を届け出る等の手続が必要です。



認定クラウド等



③ 光ディスク等（CD・DVD など）

法定調書を CSV 形式で作成し、CD・DVD などにデータを格納して提出する方法です。

（注）ファイル拡張子は「.txt」とし、圧縮する場合の拡張子は「.zip」としてください。

④ 書面

法定調書を紙で作成し、提出する方法です。

光ディスク等



本店等一括提出制度について

本店等が、e-Tax 等により、支店等が提出すべき法定調書を取りまとめて提出（本店等一括提出）することができる制度です。

なお、本店等一括提出を選択する場合には、支店等がその支店等を所轄する税務署長に対して「支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

申請書



e-Tax、認定クラウド等又は光ディスク等による提出義務基準について

前々年（基準年）に提出すべきであった法定調書の枚数が30 枚以上である法定調書については、e-Tax 等による提出が必要です。

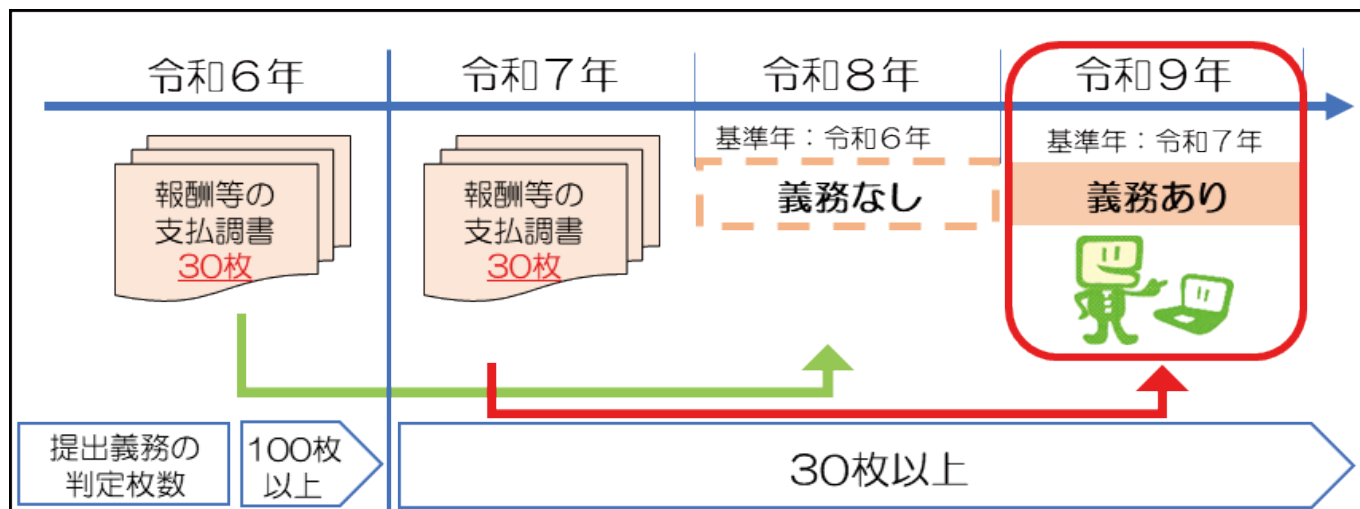
なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。

【令和9年1月以降に提出する法定調書について】

基準年に提出すべきであった提出枚数が「100 枚以上」から「30 枚以上」に引き下げられていますので、ご注意ください。

令和7年中に提出した法定調書の枚数が「30 枚以上」であった方は、令和9年に提出する法定調書を e-Tax 等により提出する必要があります。

該当する法定調書は、書面での提出はできませんので、e-Tax 等による提出のご準備をお願いします。



3 令和8年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

(1) 給与所得の源泉徴収票の提出方法の変更

令和9年1月1日以降、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされるため（源泉徴収票のみなし提出の特例）、令和8年分以降は税務署提出用の給与所得の源泉徴収票を作成・提出する必要がなくなります。詳しくは、第2章をご確認ください。

(2) 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）関係

令和7年度税制改正により、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例が創設されました（子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充）。この改正は、令和8年分及び令和9年分の所得税について適用されます。給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の記載について、詳しくは、第2章をご確認ください。

(3) 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票関係

○ 退職所得の源泉徴収票の提出省略範囲の改正

令和8年分以降、退職所得の源泉徴収票の提出省略範囲を定める規定が廃止され、すべての居住者に対して支払う退職手当等に係る退職所得の源泉徴収票について、税務署に提出しなければならないこととされました。なお、eLTAXによる提出方法が整備されるまでの当面の間、特別徴収票の市区町村への提出が不要となります。

○ 【番号】欄の創設

支払われた退職手当等が退職一時金等に該当するなどの場合には、その退職手当等の区分に応じそれぞれ定められた番号を記載することになります。

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載について、詳しくは、第3章をご確認ください。

(4) 国税システムの更改に伴う様式の変更

令和8年9月の国税システムの更改に伴い、書面で税務署に提出する際の法定調書の様式が変更されています。書面で提出する場合には、国税庁ホームページからダウンロードした最新の様式を使用してください。

なお、変更後の様式を使用して書面で提出する際の注意点は、国税庁ホームページの「税務手続に関する書類提出の際の留意事項」をご確認ください。

税務手続書類の
留意事項

